主 文 本件抗告を棄却する。 理 由

本件抗告申立理由の要旨は、 「抗告人は抗告人に対する詐欺被告事件につき昭和 二十六年三月二十六日静岡地方裁判所浜松支部に勾留の理由の開示を請求したとこ ろ、同支部は、「右被告事件についてはすでに抗告人の請求により同年二月二十一 日に勾留の理由を開示したのであつて、本件請求はその後重ねてなされたものであ るところ、そもそも開示すべき勾留の理由は勾留当時のそれと現在までそれが継続 していることであるが、本件のごとき再度の請求が許されるためには、最初の勾留 理由開示後事情の変更があつたことを前提とするといわねばならない。而して抗告 人の同裁判所宛同年三月十四日附上申書によるも右事情の変更ありと認める足にる ものがないから、本件勾留理由開示の請求は刑事訴訟法第八十六条後段の規定の趣 旨に則りこれを却下すべきである。」との理由で同年三月二十八日附をもつて右請 求を却下する旨の決定をした。しかしながら右決定理由中に最初の勾留理由開示後 事情の変更がなければ再度の開示請求は許されないとあるのは必ずしも絶対的なも のとは考えられない。もともと勾留理由開示の手続は、現実の拘禁に対する救済手段であり、且つ憲法で保障するところのものである。抗告人は後記のとおり自己に対する勾留の理由のないことを信ずるものであつて、その点において本件請求は当然許さるべきものであるのみならず、日時の経過は事情を変更させるに十分である と考える。以下その点につき詳述すれば、抗告人に対する本件勾留は刑事訴訟法第 九十六条第一項後段の事由により保釈を取り消されたことによるものであるが、抗 告人は家庭の事情による別居のため制限住居を離退し、公判出廷の義務を怠つたにすぎないのであつて、なんら逃亡の意思もなく逃亡の行為もなかつたものである。 人間の生命は家庭生活をいかに構成するかということにその大半を然焼させるもの であつて抗告人の当時の家庭事情は他を顧みる暇なく、ただ自己の情操と思観を安 定させることのみを希い、自然本能と衝動との相剋に戦いつつあるとき、公判出廷 の義務を怠り制限住居を離退したことを逃亡と断定すべきであるかどうか、抗告人 は疑わざるをえない。また、右の家庭の事情は無限に続くものでなく、現に解消したことは、証人の言によつて立証されているのである。
次に、罪証隠滅の点についていえば抗告人は三年余にわたる保釈出所中に事件関係者と会つたこともなくその他罪証を隠滅するというようなことなく今日に及んで

次に、罪証隠滅の点についていえば抗告人は三年余にわたる保釈出所中に事件に係者と会ったこともなくその他罪証を隠滅するということはなんらの根拠があるということはなんらの根拠がある。法第三十四条後段に違反するものであると同時にいわゆるよりに長り消されているもので、憲法第三十八条第二項にいわゆるように長り消されているもので、憲法第三十八条第二項にいわゆるように長り消さるの精神にかんがの日時の経過し、依然の表にといるというである。かくて箇月余けい、均禁の現状では病人にといるというである。はは不可能であるというであるというであるとは、第三十二条、第三十二条、第二十二条第二項のであるというであるというであるというであるというであるというであるとのに、ないまであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというであるというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しますに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているといっというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというに対しているといるというに対しているというに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているに対しているというに対しているに対しているというに対しているというに対しているに対しているというに対しているというに対しているというに対しているというにはないるというにはないのは、というにはないのはないるにはないるにはないるにはないるにはないるというにはないるというにはないるにはないるというにはないるというにはないるというにはないるというにはないるというにはないるというにはないるといるというにはないるというにはないるといるというにはないるというにはないるというにはないるというにはないるというないるというないるというないるというにはないるというにはないるというにはないるというないるというにはないるというにはないるというにはないるというにはないるというにはないるというにはないると

よって抗告人に対する詐欺被告事件の訴訟記録を調査するのに、右事件は昭和二十年十月五日に公訴の提記があつたものであるから、刑事訴訟法施行法第二条の事件については旧刑事訴訟法及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法人の事件については旧刑事訴訟法及び日本国憲法の施行に伴う刑事訴訟法別をのであるがものである法律(以下「応急措置法」という。)によるべきものであり、行きのであり、右応急措置法第六条第二項の規定のであるものといわなければな〈要旨〉らない。ところで、右応急措置法第六条第二項の規定のであるから、同一の勾留において基本の関係であるがあって、その後において再度その開示の請求があってはいるものであって、その後において再度その開示の請求があってものであれば足りるものであって、その後において再度その開示の請求があってものであれば足りるものであって、その後において再度その開示の請求があってものであれば足りるものであって、その後において再度をの開示の請求があってものであれば足りるものであって、その後において再度をの開示の請求があってものであれば足りとしてはこれに応ずべきものでないと解すると、抗告日にいまな出土につき方告人に対する前記詐欺被告事件の訴訟記録に徴すると、抗告日につき方法とは、翌昭和二十二年四月十九日附保釈取消決定に基さいたが、昭和二十五年一月十九日附保釈取消決定に基立といる。

二十六年二月七日再び身柄を拘束されたところ、同月二十日に静岡地方裁判所浜松 支部に対し勾留理由の開示を申し立てたので、同支部は同月二十一日の公判期日に 右申立によりその理由を開示したことが明らかである。しからば、これと同一の勾 留につきさらに同年三月二十七日附をもつてなした抗告人の本件勾留理由開示の請 求は、これを許すべきでないこと明白であつて、これを却下した原決定はその結論 において至当であり、なんら所論のように憲法その他の法律に違背するところはな いから、本件抗告はその理由がないものとして刑事訴訟法施行法第二条旧刑事訴訟 法第四百六十六条第一項によりこれを棄却することとし、主文のとおり決定する。 (裁判長判事 大塚今比古 判事 早野儀三郎 判事 中野次雄)